

議第27号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、「金額」の右に「(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」を加え、同項第3号及び第4号中「に該当する」を「の適用がある」に改め、同項第5号中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は同法附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項」に改め、同項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額
- (9) 外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額

第12条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 地方税法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若

しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第2項中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に係る所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の基準となる所得の額の算定基準を変更する等の必要があるので提案する。